

## 現状分析及び対応方針

### 現状分析

#### 景観形成基礎調査

参考資料3参照

- 景観特性や固有の景観資源の再確認，ニーズ等を把握するため，下記の調査・分析を実施
- ① 景観特性や景観資源の調査
  - 景観特性や景観資源の分布状況，関連計画等や市内の学校校歌が示す本市の景観特性や景観資源について調査
  - 《調査・分析結果から整理した，良好な景観形成に向けた取組事項》
    - ・台地や低地，丘陵地などの変化に富んだ地形の特性を活かした景観形成
    - ・農地や住宅地，商業地などの土地利用の多様さと変化を活かした景観形成
    - ・現景観計画に位置づけられた「個性ある景観」「郷土の景観」「まちのシンボル景観」の継承による，良好な街並み景観の形成
- ② 市民，来訪者ニーズ等の調査
  - 市民にとっての大切な景観や，来訪者（国内・海外）を対象にした，魅力的だと感じる景観などについて調査
  - 《調査・分析結果から整理した，良好な景観形成に向けた取組事項》
    - ・来訪者が滞留する場所における良好な眺めの保全向上と視点場としての魅力向上
    - ・大谷地域における面的な景観形成による魅力向上
    - ・中心市街地における良好な夜間景観の形成による魅力向上
    - ・都市空間における緑景観の創出による魅力向上
- ③ 社会的ニーズや本市が目指すまちづくりとの整合と課題の整理
  - 上位・関連計画，関連施策や，社会的ニーズと本市が目指すまちづくりを踏まえた課題を整理
  - 《調査・分析結果から整理した，良好な景観形成に向けた取組事項》
    - ・大谷地域における，観光振興につながる良好な景観形成
    - ・大谷石建造物などの，宇都宮市の歴史や文化，生業等を表す象徴的な景観資源の保全・活用による景観形成
    - ・総合的な公共交通ネットワークの構築にあわせた都市の魅力・象徴の創造に資する，L R T沿線の魅力的な景観形成
    - ・来訪者が滞留する場所における良好な眺めの保全向上と視点場としての魅力向上（再掲）

#### 現計画の評価・課題の整理

参考資料4参照

- 景観行政に係る施策事業についての評価や課題について，宇都宮市景観推進プランにおいて再構築した「景観施策」ごとに整理した。
- ① 市民主体・市民協働の景観形成
  - 《評価》
    - ・景観形成重点地区の指定に当たっての，住民組織との連携による地域の景観づくりや，景観整備機構との連携による大谷石建造物の保全・活用に係る普及啓発など，市民主体・市民協働による取組の充実が図られた。
    - ・一方，市民主体の活動について，市全体への波及や促進を図るため，顕彰制度の拡充や周知機会の創出を図ったが，十分とは言えない。
  - 《課題》
    - ・宇都宮市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画における将来のまちづくりの実現においても，市民の心の拠り所となる原風景や本市の固有性を表す景観資源を活かすとともに，景観特性に応じた，市民協働による良好な都市景観の形成が必要である。
    - ・景観形成重点地区において，地域住民等による主体的かつ継続的な活動が図られるとともに，広く市民にその活動が広がるよう支援の充実を図ることが必要である。
- ② 市民・事業者の景観意識の高揚
  - 《評価》
    - ・まちなみ景観賞やうつのみや百景ツアー，講演会など，市民参加型の取組，官民連携による広報活動の実施により，意識高揚の機会の充実が図られた。
    - ・また，様々な啓発の取組において，参加者（年代）に偏りがあり，特に次代を担う若年層に対する意識高揚について，不十分な点が見受けられた。
  - 《課題》
    - ・市民協働による景観づくりをさらに促進するためには，市民の愛着や親しみ，誇りが感じられる，身近な景観資源を守り，伝えるとともに，幼少期から郷土愛を育むことが重要であることから，特に若年層対象の景観に関する意識付けや高揚をより一層図る必要がある。
- ③ 規制・誘導による景観形成
  - 《評価》
    - ・中心市街地や地域拠点において，戦略的に景観形成重点地区等を6地区指定し，景観特性に応じたルールの設定による，各地区の目標・方針に基づいた景観形成が図られつつある。
    - ・一方，景観形成重点地区などにおける，良好な街並み景観の形成に向けた，工作物等に対する規制・誘導については，不十分な点が見受けられる。
    - ・また，国内外の来訪者のさらなる増加が見込まれる中，本市の魅力を楽しむことができる，良好な眺めの確保には取り組めていない。
  - 《課題》
    - ・L R T沿線や大谷地域，地域拠点等における，各種まちづくりと連携した取組が必要である。
    - ・地域の景観に対し影響を及ぼす可能性のある工作物等について，街並み景観への配慮や魅力的な景観資源への眺めの保全に向けた検討が必要である。

### 対応方針

- ① 市民主体・市民協働の景観形成
  - ・市民・事業者・行政の景観形成に係る役割分担を整理したうえで，本市ならではの魅力的な景観の形成に向けて，連携・協働による，より一体的な取組を推進する。
- ② 市民・事業者の景観意識の高揚
  - ・市民が愛着や誇りを持つ景観資源等の保全・活用を推進する。
  - ・若年層を始め，各世代に応じた，さらなる景観意識の高揚に向けた取組の充実を図る。
- ③ 規制・誘導による景観形成
  - ・L R T沿線や大谷地域，地域拠点等における景観形成を図るため，各地域の景観特性に応じた取組を推進する。
  - ・街並み景観への配慮や，良好な眺めが得られる視点場からの眺望景観の保全・活用を推進する。